

令和8年1月6日

市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部担当課長

令和7年度第2回高齢者いきいき相談室研修開催について

見出しの研修を別添の開催要項のとおり開催します。なお、今回は録画配信のみでの実施です。

令和8年4月1日から新規に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和7年8月に実施した研修の受講が必要です。

すでに、高齢者いきいき相談室を受託中の事業所は、今回の研修を受講しなくても令和7年度末（令和8年3月）までは受託ができます。ただし、令和8年度に高齢者いきいき相談室を受託するには、今回の研修又は令和7年8月に実施する研修受講が必要です。

- ※ 高齢者いきいき相談室となる居宅介護支援事業所から必ず1名以上（法人単位不可）受講が必要です。
- ※ 高齢者いきいき相談室の受託には、事業所に主任介護支援専門員が所属していることが必要です。

高齢福祉課 鈴木、井関

電話 : 052-972-2540

メール : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp